テーマ 11 オープンデータ (統計情報等) の推進

1 制度等の概要

- (1) 国の動向
- ・ 平成28年12月、官民が保有するデータの活用を推進する目的で、「官民データ活用推進基本法」が制定・施行。
- ・ 国及び地方公共団体は、自ら保有する電子データについて、国民がインターネット 等を通じて容易に利用できる措置を講ずるものとされた。
- ・ さらに、平成 29 年 5 月、国は行政機関等が保有するデータの公開及び活用に取り組む上での基本指針を取りまとめ、コンピュータが判読可能なデータ形式による提供を積極的に推奨。
- (2) 県の取組み
- ・ 本県においては、平成 22 年度より各部局が公表した統計データを一箇所に集めた「統計情報データベース」を県 HP 内に開設。
- ・ さらに、平成 26 年度より、県民の利活用が期待される各種データを提供する「オープンデータカタログ」を公開。

2 現状

- (1) 統計情報データベース
 - ①目的
 - ・ 統計情報の利活用の推進
 - ②主な内容

掲載件数:140件

種別:人口・世帯、家計・物価、労働・賃金、経済、保健・衛生、交通など (例) 国勢調査、経済センサス、学校基本調査等

ファイル形式:エクセル形式、ワード形式、pdf形式

③課題

- 統計データの一部にPCで編集できないデータ形式が含まれる。(約3割)
- ・ 統計データのより一層の利活用を図る必要がある。(年間アクセス数:約28千件)
- (2) オープンデータカタログ
 - ①目的
 - ・ 官民協働による諸課題の解決、経済活性化
 - ②主な内容

掲載項目数:61項目

種 別:くらし・環境・社会基盤、健康・福祉・子育て、産業・観光・仕事など

(例) 空間放射線量率(計測データ)、AED設置一覧(位置情報)、山 形県の人口と世帯数(統計情報)等 ファイル形式:エクセル形式、csv形式、pdf形式

3課題

- ・ 国が県での公開を推奨するものとして示した「推奨データセット」について、速 やかに公開する必要がある。(14項目のうち4項目のみ公開)
- ・ オープンデータカタログのうち、コンピュータが判読可能なデータ形式で公開しているのは、ごく一部である。(約1割)
- ・オープンデータカタログのより一層の利活用を図る必要がある。(年間アクセス数:約42千件)

◆推奨データセットの概要

データセット数:スマホアプリによる活用が可能なデータ14項目

(①AED 設置箇所一覧、②介護サービス事業所一覧、③医療機関一覧、④文化財一覧、

⑤観光施設一覧、⑥イベント一覧、⑦公衆無線 LAN アクセスポイント一覧、⑧公衆トイレ一覧、

⑨消防水利施設一覧、⑩指定緊急避難場所一覧、⑪地域・年齢別人口、⑫公共施設一覧、

⑬子育て施設一覧、⑭オープンデータ一覧)

※下線を引いた項目は、本県で公開している推奨データセット(4項目)

データ項目:都道府県コード、名称、住所、緯度、経度、設置主体など、全国共通のデータ項目を規定

ファル形式: c s v 形式をはじめ、機械判読可能なデータ形式

3 検証・見直しの視点

・ 現在掲載しているオープンデータ(統計情報等)は、数的に十分か。また、種類・ 内容・形式は適切か。

4 見直しの方向性及び検証結果等

《考え方》

○ より多くの県民・企業の皆様の利活用につながるよう、データ項目の拡充やデータ 形式の改善を図るとともに、利活用促進のための広報に努める。

《検証結果》

[改善案]

- (1) 統計情報データベース
 - PCで編集できるデータ形式(エクセル形式等)への変更を計画的に推進するとともに、統計情報等の数的拡大を図る。
 - 県民のあゆみや県メルマガなど、県広報媒体を通じて紹介する。
- (2) オープンデータカタログ
 - コンピュータで判読可能なデータ形式による「推奨データセット」の公開を、 秋頃をめどに完了する。
 - 「推奨データセット」以外の既存のデータについては、コンピュータで判読可能 なデータ形式への変更を計画的に推進するとともに、データ項目の数的拡大を図 る。
 - 県民のあゆみや県メルマガなど、県広報媒体を通じて紹介する。